

衛生管理者試験等事務取扱要領

昭和37年9月29日 員厚第221号

(最終改正：令和3年10月28日国海員第214号)

I 衛生管理者試験の計画

毎年度の衛生管理者試験の試験地等の実施計画については、年度の当初に、本省において決定し、地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に通知する。

II 衛生管理者試験

1（受験申請書の受理）

(1) 受験申請の受理の事務は、試験地方運輸局（試験地を管轄する地方運輸局の
本局をいう。以下同じ。）において行う。

(2) 受験申請があったときは、次の事項を審査して受理する。

イ 衛生管理者試験受験申請書（第1号書式）（以下「受験申請書」とい
う。）の記載事項が適正であるか

ロ 手数料の納付額に過不足はないか

ハ 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の
写し（申請の日前1年以内に作成されたものに限る。なお、申請者が住民基
本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧
氏（以下「旧姓」という。）の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認で
きるものに限る。）、外国人にあっては旅券等氏名、国籍及び生年月日を証す
る書類であって権限のある機関が発行したものが添付されているか

ニ 受験資格があるか

申請者から郵送により受験申請があったときは、原則として、試験日の10日
前の日付により消印されたものまで受付ける。

(3) 受理したものは、収入印紙に消印をして、衛生管理者試験受験申請受理簿
（第2号書式）に所要事項を記入し、申請者には受験番号、試験地、試験年月日、
氏名、生年月日及び年令を記入した衛生管理者試験受験票（第3号書式）（以
下「受験票」という。）及び受験心得を交付する。なお、申請者が旧姓の併記
を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で当該旧姓を記載すること。

申請者が郵送により受験申請を行う場合においては、封筒に切手（書留料
分）を貼り、宛名を記したものを提出させ、当該封筒を用いて受験票及び受験
心得を送付する。

(4) 受理した申請書には、受付年月日及び受験番号を付する。受験番号は、試験

地方運輸局の略号、回数及び受理順番号とし、試験回数は年度ごとに、番号は試験回数ごとにそれぞれ新たにする。

地方運輸局の略号は、次のとおりとする。

北海道運輸局	北海道	神戸運輸監理部	神戸
東北運輸局	東北	中国運輸局	中国
関東運輸局	関東	四国運輸局	四国
北陸信越運輸局	北陸信越	九州運輸局	九州
中部運輸局	中部	沖縄総合事務局	沖縄
近畿運輸局	近畿		

(例) 神戸－１－００１

(5) その受理した申請書により、受験者名簿（第５号書式）を作成し、試験場に携行する。

2 (本省への報告)

試験地方運輸局は、受験申請の締切後、直ちに受験者数を、電話等で本省へ報告する。

3 (試験問題用紙の送付)

本省は、試験問題用紙の所要数を、試験日の前日までに、試験地方運輸局へ送付するものとする。

4 (試験問題用紙の保管)

試験地方運輸局は、送付のあった試験問題用紙を、試験開始時まで、外部に洩れることのないよう厳重に保管する。

5 (試験場の管理)

試験当日には、本局、運輸支局、海事事務所又は本省の職員が、少なくとも２人以上、試験場管理に当るものとする。

6 (受験者の欠席者及び受験者の確認)

試験場の管理に当たる職員は、試験当日、試験場において、欠席者は受験者名簿の当該欄に×印を付し、受験者については○印を付するとともに、受験申請書に貼付してある写真により、本人であるか否かを確認する。

衛生管理者試験結果通知書（第４号書式）（以下「結果通知書」という。）及び試験の合格者に交付される衛生管理者適任証書（以下「適任証書」という。）の郵送を希望する者には、封筒に切手（書留料分）を貼り、宛名を記したものを提出させる。この場合においては、受験者名簿の備考欄に、郵送希望と記入する。

7 (棄権者の筆記試験問題用紙)

試験の途中において、試験を棄権する場合、その者の筆記試験の問題用紙は提出させ、受験者名簿の備考欄にその旨記入する。

8 (受験者名簿及び筆記試験の答案の送付)

試験地方運輸局は、試験終了後、直ちに受験者名簿で、筆記試験の答案数を確

認して、受験者名簿及び筆記試験の答案を本省へ送付する。

9（合格者の決定及び通知）

本省は、筆記試験及び実技試験の採点結果を審査の上、合否の決定をし、合格発表の3日前までに、試験地方運輸局に対し、その旨通知する。

10（合格者の発表）

合格者の発表は、本省及び試験地方運輸局で掲示して行ない、併せて試験地方運輸局の窓口にて適任証書を交付する旨を掲示する。

試験地方運輸局は、Ⅱの6により郵送用封筒を提出した者については、結果通知書を書留により送付する。

Ⅲ 試験合格者に対する適任証書の交付

試験地方運輸局は、合格者について、合格発表のときまでに、適任証書及び衛生管理者適任証書受有者記録簿（以下「受有者記録簿」という。）（第6号書式）に所要事項を記入しておき、合格発表とともに、本人又はその代理人へ適任証書を作成・交付し、船員情報管理システムに必要事項を入力する。なお、Ⅱの6により郵送用封筒を提出した者については、Ⅱの10の結果通知書と併せ適任証書を送付する。この場合においては、受有者記録簿の備考欄に郵送した旨及び郵送の日付を記入する。

1 適任証書の番号は次のとおりとする。

局コード	北海道運輸局	H K	神戸運輸監理部	K B
	東北運輸局	T H	中国運輸局	C G
	関東運輸局	K T	四国運輸局	S K
	北陸信越運輸局	H S	九州運輸局	K S
	中部運輸局	C B	沖縄総合事務局	O N
	近畿運輸局	K K		

番号は、昭和48年3月17日付け員基第36号で使用していた番号を付する。

（記載例） 平成9年3月31日までに使用した番号 北海道 1 2 3
平成9年4月1日に交付する場合

局コード 番号
H K 1 2 4

2 適任証書の本籍欄には、本籍地の都道府県名を記入する。外国人にあっては国籍を英文で記入する。

3 適任証書のNAME欄には、氏名を英文又はヘボン式ローマ字で記載すること。

4 適任証書に英文又はヘボン式ローマ字で、日付又は氏名を記載する場合は、以下の方法により記載すること。

(1)「月・日・年」の順に記載すること。

(例) Jan. 1. 1983 (昭和58年1月1日)

(2)月の記載方法

1 月	Jan.	7 月	Jul.
2 月	Feb.	8 月	Aug.
3 月	Mar.	9 月	Sep.
4 月	Apr.	10 月	Oct.
5 月	May.	11 月	Nov.
6 月	Jun.	12 月	Dec.

(3)氏名は、「氏、名」の順に記載し、かつ、氏はすべて大文字で記載し、名は頭文字のみ大文字で記載すること。

(例) TAKEDA Ryoichi (武田 良一)

(旧姓併記例) TAKEDA (SATO) Ryoichi (武田 (佐藤) 良一)

【ヘボン式ローマ字】

a	あ	i	い	u	う	e	え	o	お
ka	か	ki	き	ku	く	ke	け	ko	こ
sa	さ	shi	し	su	す	se	せ	so	そ
ta	た	chi	ち	tsu	つ	te	て	to	と
na	な	ni	に	nu	ぬ	ne	ね	no	の
ha	は	hi	ひ	fu	ふ	he	へ	ho	ほ
ma	ま	mi	み	mu	む	me	め	mo	も
ya	や			yu	ゆ			yo	よ
ra	ら	ri	り	ru	る	re	れ	ro	ろ
wa	わ	i	ゐ	u	う	e	ゑ	o	を
ga	が	gi	ぎ	gu	ぐ	ge	げ	go	ご
za	ざ	ji	じ	zu	ず	ze	ぜ	zo	ぞ
da	だ	ji	ぢ	zu	づ	de	で	do	ど
ba	ば	bi	び	bu	ぶ	be	べ	bo	ぼ
pa	ぱ	pi	ぴ	pu	ぷ	pe	ぺ	po	ぽ
kya	きゃ			kyu	きゅ			kyo	きょ
sha	しゃ			shu	しゅ			sho	しょ
cha	ちゃ			chu	ちゅ			cho	ちょ
nya	にゃ			nyu	にゅ			nyo	にょ
hya	ひゃ			hyu	ひゅ			hyo	ひょ
mya	みゃ			myu	みゅ			myo	みょ
rya	りゃ			ryu	りゅ			ryo	りょ
gya	ぎゃ			gyu	ぎゅ			gyo	ぎょ
ja	じゃ			ju	じゅ			jo	じょ
bya	びゃ			byu	びゅ			byo	びょ
pya	ぴゃ			pyu	ぴゅ			pyo	ぴょ
n (m)	ん								

小文字 a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z

大文字 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

記載上の注意事項

1. 撥音：「ん」は「N」と記入するが、B、M、Pの直前の「ん」は「M」に置き換えること。

(例) ほんだ：HONDA／ほんま：HOMMA／なんば：NAMBA

2. 促音：「っ」は子音を重ねて記入するが、後ろが「C」の場合は重ねず、前に「T」をおくこと。

(例) はっとり：HATTORI／はっちょう：HATCHO

3. 長音：「O」や「U」は記入しないが、姓又は名の末尾の「おお」は「OO」と記入すること

(例) おおの：ONO／ゆうこ：YUKO／せのお：SENOO

IV 資格の認定

1 (資格認定申請書の受理)

(1) 衛生管理者資格認定申請の受理事務は、最寄りの本局、運輸支局又は海事事務所において行なう。

(2) 認定申請があったときは、次の事項を審査して受理する。

イ 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号（以下「省令」という。）第12条各号の1に該当することを証する書類の内容と衛生管理者資格認定申請書（以下「資格認定申請書」という。）（省令第1号様式）の記事欄の記載事項と相違ないか。

ロ 資格認定申請書の記載事項が適正であるか。

ハ 手数料の納付額に過不足はないか。

二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（申請の日前1年以内に作成されたものに限る。なお、申請者が旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。）、外国人にあっては旅券等氏名、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの及び船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類（省令第12条第7号に該当する者並びに第9号に該当する者であって、昭和48年3月17日員基第35号2-(2)-(ハ)-i) iii)、v)及びvii)に掲げる者に限る。）が添付されているか。

(3) 本局が資格認定書を受理したときは、収入印紙に消印をして、受有者記録簿に所要事項を記入する。

(4) 適任証書の郵送を希望する者については、封筒に切手（書留料分）を貼り、宛名を記したものを提出させる。

(5) 運輸支局又は海事事務所が資格認定申請書を受理したときは、収入印紙に消印をして、衛生管理者資格認定申請受理簿（第7号書式。以下「認定申請受理簿」という。）に必要事項を記入の上、備考欄に、当該運輸支局又は海事事務所を管轄する本局へ送付する旨及びその年月日を記入して送付する。なお、IVの1の(4)により郵送用封筒を提出した者については、認定申請受理簿の備考欄に郵送希望と記入する。

(6) 郵送、メールによる申請について

イ 郵送による申請の場合は、原則、簡易書留等により郵送させること。特に船員手帳を送付する場合は必ず簡易書留等によること。また、申請書の余白に連絡先を記入させること。

ロ メールによる申請の場合は、収入印紙を別途、郵送等により提出させること。

ハ 郵送、メールいずれの申請の場合も、受け取り方法（郵送もしくは窓口）を申請書の余白に記入させること。

ニ 郵送申請後、窓口で適任証書の交付及び船員手帳等の返却をする場合は、船員手帳の写真照合や、生年月日の口頭確認等により本人確認を行った上で交付すること。

2（本省への協議）

地方運輸局は、提出のあった衛生管理者資格認定申請の内容について、疑義のあるときは、本省へ協議する。

3（適任証書の交付）

(1) 本局は、受理した資格認定申請書について、本人又はその代理人へ適任証書を作成・交付し、船員情報管理システムに必要事項を入力する。

(2) 適任証書番号は、Ⅲの1による試験合格者に対するものと同じ要領により交付する。

(3) Ⅳの1の(4)により郵送用封筒を提出した者については、適任証書を書留により送付する。この場合においては、受有者記録簿の備考欄に郵送した旨及び郵送の日付を記入する。

4（運輸支局又は海事事務所経由による交付）

本局は、運輸支局又は海事事務所から送付のあった資格認定申請書に係る適任証書を、受有者記録簿の備考欄に、運輸支局又は海事事務所へ送付する旨及びその年月日を記入して送付する。

運輸支局又は海事事務所は、本局より送付のあった適任証書を本人又はその代理人へ交付する。

V 適任証書の再交付

1（再交付申請の受理）

(1) 適任証書の再交付申請の受理の事務は、最寄りの本局、運輸支局又は海事事務所において行なう。

(2) 再交付の申請があったときは、次に掲げる事項を審査して受理する。

イ 再交付申請書（第8号書式）の記載事項が適正であるか。

ロ 手数料の納付額に過不足はないか。

ハ 記載事項に変更を生じた場合の申請については、その変更を証する書類（申請の日1年以内に作成されたものに限る。）が添付されているか。なお、申

請者が、旧姓の併記を希望する場合は、IV 1 (2) に準じること。

- (3) き損又は記載事項の変更を理由とする再交付申請については、原適任証書を提出させる。なお、提出のあった原適任証書は廃棄すること。
- (4) 再交付申請書を受理したときは、収入印紙に消印をする。
- (5) 適任証書の郵送を希望する者については、封筒に切手（書留料分）を貼り、宛名を記したものを提出させる。
- (6) 受理が運輸支局又は海事事務所で行われたときは本局に再交付申請書を送付するものとし、衛生管理者適任証書再交付申請受理簿（第9号書式）に所要事項を記入し、その備考欄に本局に送付する旨及びその年月日を記入すること。
- (7) 郵送、メールによる申請については、IV 1 (6) に準じること。

2（交付本局の直接再交付）

- (1) 交付本局（原適任証書を交付した本局をいう。以下同じ。）で受理した申請、その運輸支局又は海事事務所から送達された申請の何れの場合においても、交付本局で保管する衛生管理者適任証書交付原簿（以下「原簿」という。）及び受有者記録簿と照合し、交付していることを確認すること。
- (2) 受有者記録簿の原適任証書に係る欄に再交付と朱記して、当該欄を抹消した上、新たに欄をもうけて所要事項を記入し、備考欄に「再交付及びその年月日並びにその理由、記載事項の変更の場合はその内容」を記入する。
- (3) 適任証書の第一表の右上には、「再交付」と捺印し、本人又はその代理人へ交付する。なお、Vの1の(5)により郵送用封筒を提出した者については適任証書を書留により送付する。この場合においては、受有者記録簿の備考欄に郵送した旨及び郵送の日付を記入する。
- (4) 適任証書番号は、新番号を付する。

3（交付本局以外の本局による再交付）

- (1) 再交付局（再交付を行う本局をいう。以下同じ。）は、交付本局に電話又はファックス等により、受理した再交付申請について、氏名、生年月日、本籍（外国人にあっては国籍）、原適任証書番号、交付年月日を照合すること。なお、船員情報管理システムで照合することも可とする。
- (2) 交付本局は、原簿及び受有者記録簿により照会事項を確認の上、交付している事実が確認できたときは再交付の支障のない旨再交付局に回答すること。
- (3) 再交付局は、受有者記録簿に新たな欄を設けて所要事項を記入し、備考欄に「再交付及びその年月日並びにその理由、記載事項の変更の場合はその内容」を記入の上、Vの2の(3)及び(4)に準じて再交付すること。
- (4) 再交付局は、折り返し、再交付年月日を交付本局に通報し、交付本局では、受有者記録簿の原適任証書に係る欄に再交付と朱記して当該欄を抹消し、備考欄に再交付年月日、理由及び再交付局を記入すること。

VI 適任証書の引替

平成23年12月31日までに交付された適任証書（以下「旧証書」という。）の受有者であって、平成24年1月1日以降に交付される適任証書（以下「新証書」という。）の交付を希望する者については、次により引替を行うものとする。

1. 引替申請の受理

(1) 衛生管理者適任証書引替申請（以下「引替申請」という。）の受理事務は、最寄りの本局、支局及び海事事務所で行うものとする。

(2) 引替の申請があったときは、次に掲げる事項を審査して受理する。

イ 引替申請書（第12号書式）の記載事項が適正であるか。

ロ 既交付の旧適任証書の提出はあるか。

ハ 適任証書の郵送を希望する者については、封筒に切手（書留料分）を貼し、宛名を記したものを提出させる。

ニ 引替手数料については無料とする。

2. 作成・引替及び事務処理

(1) 新証書の番号は、とする。

(2) 受有者記録簿の既交付の旧証書に係る欄を朱抹し、備考欄に「○年○月○日引替」と記入し、記録簿に新規登録をすることとする。

この場合において、既交付の旧証書を交付した本局が他局であるときは、既交付の旧証書を交付した本局にその旨を通知することとする。

通知を受けた本局は、受有者記録簿の当該旧証書に係る欄を朱抹し、備考欄に「○年○月○日○○運輸局において引替」と記入すること。

(3) 返納された旧証書は、返納を受けた本局において廃棄すること。

(4) その他適任証書の作成・引替については、IVに準じて処理すること。

VII 本省への報告等

本局は、受有者記録簿（写し）、衛生管理者適任証書受払報告書（第10号書式）及び衛生管理者関係手数料収納状況報告書（第11号書式）について、各年度ごとに翌年度4月末日までに本省へ提出すること。

VIII その他

1 書類の保存期間は、次のとおりとする。

イ 衛生管理者適任証書交付原簿（正副）	永久
ロ 衛生管理者適任証書受有者記録簿（平成9年4月1日以降のもの）	永久
ハ 衛生管理者適任証書受有者記録簿（平成9年3月31日までのもの）	3年
ニ 衛生管理者資格認定申請書	3年
ホ 衛生管理者認定申請受理簿	3年

ヘ	衛生管理者適任証書再交付申請書	3年
ト	衛生管理者適任証書再交付申請受理簿	3年
チ	衛生管理者適任証書引替申請書	3年
リ	衛生管理者試験受験申請受理簿	1年
ヌ	衛生管理者試験受験申請書及び添付物	1年
ル	衛生管理者試験の採点表	1年
ヲ	筆記試験の答案	6ヶ月

2 適任証書の用紙は本省において調製し、本局に送付するものとする。

(第 1 号書式) (日本産業規格 A 列 4 号)

衛 生 管 理 者 試 験 受 験 申 請 書					写 真 貼 付 欄
(ふりがな) 氏 名 (ふりがな) (旧 姓)		性 別	男 女	生年月日 年 月 日 才	
受付年月日	* 年月日	受験番号		* 第 号	
雇用されて いる船舶所 有者の名称 及び住所					
本 籍 地					
現 住 所					
収入印紙貼付 年 月 日 国土交通大臣 殿 氏名					

記入心得

- 1 青インク又は黒インクで、かい書でていねいに書いてください。
- 2 旧姓の併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で当該旧姓を書いてください。
- 3 数字は算用数字を用いて下さい。
- 4 不要の文字は消して下さい。
- 5 収入印紙には消印しないで下さい。
- 6 *印の所へは記入しないで下さい。

(第2号書式)

衛生管理者試験受験申請受理簿

受付番号	受付年月日	氏 名 (旧 姓)	受験番号	備 考

注) 申請書に旧姓が併記されている場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。

(第3号書式)

衛 生 管 理 者 試 験 受 験 票	
受 験 番 号	第 号
試 験 地 及 び 試 験 年 月 日	年 月 日
氏 名 (旧 姓)	
生 年 月 日 (年 令)	年 月 日 (才)
国 土 交 通 省	

(注意)

この受験票は試験当日必ず持参すること。

(第4号書式)

第 号

衛生管理者試験結果通知書

衛生管理者試験の結果について、以下のとおり通知します。

受 験 番 号	第 号	試験年月日	年 月 日
試 験 地		試験運輸局	
試 験 結 果	合格 ・ 不合格		

年 月 日

運 輸 局 長

殿

(第5号書式)

受 験 者 名 簿

[illegible]

(注1) 出欠欄には欠席者は×印、受験者は○印を附すること。

(注2) 旧姓を併記した場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。

(第 6 号書式)

衛生管理者適任証書受有者記録簿

[illegible]

注) 旧姓を併記した場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。

(第 7 号書式)

衛生管理者認定申請受理簿

受付番号	受付年月日	氏名（旧姓）	証書番号	備 考

注）申請書に旧姓が併記されている場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。



衛生管理者適任証書再交付申請書

年 月 日

国土交通大臣

殿

申 請 者 氏 名

(☐ 旧姓併記を希望する) (旧姓 :)

本 籍

現 住 所

衛生管理者適任証書の再交付を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第 15 条の規定により申請します。

記

- 1 原適任証書の番号
- 2 再交付を必要とする理由

(第9号書式)

衛生管理者適任証書再交付申請受理簿

受付番号	受付年月日	氏名（旧姓）	原適任証書番号	再交付の理由	備 考

注）申請書に旧姓が併記されている場合は、氏と名の間に括弧を付した上で旧姓を記載すること。

(第10号書式)

衛生管理者適任証書受払報告書

海事局船員政策課 御中

運 輸 局

年度末現在

前期繰越	受 入 数	交 付 数			書損及び 汚 損 数	差引残数	備 考
		新 規	再 交 付	引 替			
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	

(注) 書損又は汚損した適任証書は報告書に添附すること。

(第 1 1 号書式)

衛生管理者関係手数料収納状況報告書

海事局船員政策課 御中

運 輸 局

年度末現在

衛生管理者受験申請		衛生管理者資格認定申請		衛生管理者適任証書再交付申請	
件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料

(第 1 2 号書式) (日本産業規格 A 列 4 号)

衛生管理者適任証書引替申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者氏名

本 籍

現 住 所

衛生管理者適任証書の引替を受けたいので、旧様式の衛生管理者適任証書を添え下記のとおり申請します。

記

1 原適任証書の番号